

主な指導事例（平成 26 年 6 月）

1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）

業種	概要
建設業	建設工事に係る資材の供給を受ける A 社は、建設資材の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後に供給を受けた建設資材について、納入業者との間で既に取り決めていた対価の一部を、合理的な理由なく事後的に減じて支払っていた。

2 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）

業種	概要
出版業	雑誌の掲載記事の執筆に係る役務を委託している B 社は、自社が出版する雑誌に掲載する記事の執筆を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、執筆料を据え置いていた。
地方公共団体	木造住宅の耐震診断を希望する市民に対して耐震診断士を派遣する事業を行っている C 市は、当該耐震診断を委託している耐震診断士（特定供給事業者）に対して、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの報酬を据え置いていた。
製造業	服飾製品の製造を行う D 社は、服飾製品の材料等の納入業者（特定供給事業者）に対し、消費税率引上げ分を上乗せすることなく納入代金を定めていた。
卸売業	LNG の輸入・販売を行う E 社は、通関等に係る業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後の委託代金について、消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い委託代金を定めていた。

3 利益提供の要請（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 2 号）

業種	概要
小売業	大規模小売事業者である F 社は、自社で販売する衣料品等の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引上げに伴い、自社の費用負担を明確にすることなく、店頭ポップ及び値札の様式を消費税率の引上げに対応したものに変更し、当該ポップの設置作業や新値札用シールの貼付作業を要請した。